

○情報管理システムによる運転免許管理業務実施要綱の制定について（概要）

（平成2年8月24日 例規第29号 神免発第295号 神試発第153号
神情発第260号）

最終改正 平成24年12月21日 例規第50号 神免発第399号

電子計算組織による運転免許業務処理については、運転免許業務に関する電子計算組織端末装置運用要領の制定について及び運転者管理センターの業務実施要綱の制定についてにより運用してきたところであるが、制定後、相当の期間が経過し、この間道路交通法が数次にわたり改正され、特に本年9月施行の道路交通法改正により初心運転者期間制度及び取消処分者講習制度が新設され、警察庁への登録種別が追加されたこと、また、電子計算組織の拡充整備に伴い本県のみでの免許に関するシステムも開発される等、実情に適合しない部分が生じたため、旧要領及び旧要綱を統合整備し、新たに要綱を制定し、電子計算組織による運転免許業務の効率化を図るものである。

主な内容は

- 総則
- 登録
- 照会
- 通報及び回答の受理
- データ及びファイル
- 運転免許試験
- 事務処理区分
- 事故発生時の措置
- 電算機室等の入退室
- 部外への委託
- 雑則

等である。